

輸 入 差 止 申 立 書

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸入差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)
※ 権利の存続期間 【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸入統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. ライセンス料の基礎となる資料（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合）【不開示】

※

7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※	☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から4年間
---	--

8. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【開示】	
外国の権利者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。） 【開示の可否：□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【開示の可否：□可、□否】	

その他の事項 (ライセンス契約の内容、ライ センサー、製造工場のリスト等) 【不開示】	
--	--

(3) 訴訟等での争い 【開示】
輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

9. 添付資料等

※ □ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等(原本であることを要しない))
□ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
□ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
□ 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
□ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
□ その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等)
□ 代理権に関する書類 【開示】
□ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
(1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
(2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等を開示することがあります。
(3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出してください。

税関記入欄	
-------	--